平成27年9月吉日

給与計算システム担当者　様

株式会社ユシステム

〒400-0851甲府市住吉4丁目23-6

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL055-223-3085

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX055-223-3086

お世話になっております。

さて皆様もご存知とは思いますが、平成16年の年金制度改正により、

厚生年金保険料率は、平成16年10月分から毎年0.354％ずつ引き上げられ

平成29年9月以降は固定されることになっております。

今年も平成27年9月からの厚生年金保険料率の変更があります。

手順を参考に時期がきましたら必ず変更を行ってください。

宜しくお願い致します。

別紙にて　人事マスタで「手入力」及び料率からの「自動計算」の２通りの方法を

記載してあります。どちらで処理しても結構ですので　必ず　処理を行うようにしてください。

尚、当月徴収or翌月徴収を確認し、控除月をお間違えないようにして下さい。

「自動計算」する場合　・・・　P１～３

「手入力」する場合　　・・・　P４

* + 開発元のイリイ株式会社にも保守会員登録しているので電話、ＦＡＸ、メールにて

問い合わせできます。

ＨＰ：<http://www.ilii.co.jp/>

＜お願い＞

対象の給与計算前に早めの処理、確認をお願いいたします。

（前月の給与計算、月例処理が終了したら処理をして構いません）

**平成27年9月分から厚生年金保険の保険料率が変わります。**

厚生年金の保険料率が、平成27年9月分（10月納期期限）より改定されます。

* 厚生年金基金に加入のお客様は、基金へ厚生年金保険料率及び厚生年金保険料率を確認してください。

今回の保険料率引き上げにつきましては、手作業が必要となります。

手順につきましては、「直接金額を入力する方法」と「自動計算」の２通りがありますので、

どちらかで処理してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **＜厚生年金保険料率＞** | 事業主負担 | 被保険者負担 | 合　　　　　計 |
| 現　　　在 | ８７．３７／１０００ | ８７．３７／１０００ | １７４．７４／１０００ |
| **変　更　後** | **８９．１４／１０００** | **８９．１４／１０００** | **１７８．２８／１０００** |

『自動計算させる処理手順』

**□　始めに・・・　前月のバックアップと月次更新が処理されているか確認して下さい**。

［１］　「社会保険算定」　→　「社保算定基本係数設定」

　　　↓

　　ここで、厚生年金の料率を変更し、被保険者負担端数処理を確認し登録して下さい。

　　（注）⑤第一種（男子）、⑥第二種（女子）共に変更してください。

［２］　「マスタ管理」　→　「人事マスタ」　→　「社保・単価等」

　　　　　↓

　　　ここで、個人別に〝社保算定情報〟の確認をしてください。

　　　変更がある場合は、変更して再登録してください。

1. 「マスタ管理」　→　「料率改正時一括保険料計算」

　　　　　↓

　　　ここで、計算をおこなう保険に、レ点をして、〝実行〟します。

* **ヘルプ（Ｆ１０）**で、処理方法が確認できます。
1. 「マスタ管理」　→　「人事マスタ」　→　「控除項目等」

↓

ここで、〝保険料〟が正しい金額に変更されているか確認してください。

－１－

〔補足〕

**自動計算しているお客様にのみ対象の処理となります**。

**（手入力のお客様不要）**

今回は社会保険算定によって　等級が変更になった職員の方もいるとおも

いますので、介護保険料率の自動更新も忘れず行うようにしてください。

『介護保険　一括更新　処理方法』

［１］　「マスタ管理」　→　「介護保険区分一括更新」

　　　↓

ヘルプの内容です。

【処理概要】

この機能は、人事マスタに登録すべき介護保険区分（徴収しない、徴収する）を一括して設定または変更するものです。

＜同月得喪の特例についてのお断り＞

６５歳以上については対象外（第一号被保険者）となりますが、その月に入社し資格を取得し、同月内に６５歳となった場合でも、その月は徴収の対象となります。しかし、当システムの処理では、資格取得日の判断を行っていませんので対象外とみなします。

また、国内居住・外国居住等の同月得喪についても同様に対応していません。

上記の場合、人事マスタで正しい区分を登録して下さい。

＜前提条件＞

人事マスタには必ず生年月日が登録されていなければなりません。以下の条件を指定します。

【基準日】

一括変更する場合の年齢計算の基準日を指定します。

その月分の介護保険料は一般的には、翌月の給与等から徴収しますので、給与支給月の前月末日を入力して下さい。

同月徴収を行っている会社は、その月の末日を入力して下さい。

＜年齢の数え方について＞

「満４０歳に達したとき」とは、法律（年齢計算に関する法律及び民法の規定）上、誕生日の前日を意味しています。従って、誕生日が１日の場合には、誕生月の前月の末日となります。また、「満６５歳に達したとき」とは、誕生日の前日をもって資格を喪失することになります。よって、当処理では、実際の誕生日の前日を誕生日としてとらえ算出しています。

－２－

【更新選択】

それぞれをチェックします。

○４０歳未満の社員を「徴収しない」に変更する

チェックをすると、４０歳未満の社員の介護保険区分を「徴収しない」にします。

○４０歳～６４歳の社員を「徴収する」に変更する

チェックをすると、４０歳以上６４歳までの社員の介護保険区分を「徴収する」にします。

この区分では、さらに「健康保険料が未入力の社員は対象外」にするかどうかの指定ができます。この区分をチェックすると、それに該当する社員の介護保険区分に変更は加えません。

○６５歳以上の社員を「徴収しない」に変更する

チェックをすると、６５歳以上の社員の介護保険区分を「徴収しない」にします。

【操　作　方　法】

上記の受験条件を入力したならば［更新］ ボタンをクリックします。作業を開始します。

作業終了後、「介護保険区分の一括更新を終了しました。」というメッセージが表示されます。

［ＯＫ］ボタンをクリックします。

* 介護保険料については、給与計算後の金額確認となります。

給与計算後　確認モニタ・明細一覧等で金額を確認してください。

－３－

『手入力での処理手順』

* **始めに・・・前月のバックアップ・月次更新が処理されているか確認して下さい。**

【１】　厚生年金保険料率の料率を変更する

［１］　「社会保険算定」　→　「社保算定基本係数設定」

　　　↓

　　ここで、健康保険、厚生年金の料率を変更し、被保険者負担端数処理を確認し登録して

下さい。

　　（注）⑤第一種（男子）、⑥第二種（女子）共に変更してください。

【２】　保険料金額の変更をします。

手入力で保険料の金額を入力する場合には、

**１人１人個別に入力**する方法と**一括入力**があります。どちらかで入力してください！

1. **個人別に登録する方法**

　　　　「マスタ管理」　→　「人事マスタ」　→「呼出（Ｆ2）」　→　「控除項目等」

　　　　　　　　　→　ここで、料率表をみながら、金額を入力し、再登録してください

1. **一括で登録する方法**

　　　　「マスタ管理」　→　「人事マスタ項目別入力」　→　「健保・厚保一括入力」

　　　　　→　「社員順（Ｆ１）」　→　ここで保険料の金額等の変更をしてください。

　　　　　（注）１画面の入力が終了しましたら、“登録”してから“後社員”で

　　　　　　　　次の登録をおこなってください。

以上　手入力に関しましては、２通りの手順のどちらかで処理してくださいますよう

お願いいたします。

－４－